平成28年　6月30日

平成28年度独立行政法人国立科学博物館調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年５月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人国立科学博物館は、事務・事業の特性を踏まえ、ＰＤＣＡサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成28年度独立行政法人国立科学博物館調達等合理化計画を以下のとおり定める。

１．調達の現状と要因の分析

(1)　 国立科学博物館における平成27年度の契約状況は、表１のようになっており、契約件数は９１件、契約金額は１０．０５億円である。また、競争性のある契約は７８件（85.7％）、７．７９億円（77.5％）、競争性のない契約は１３件（14.3％）、２．２６億円（22.5％）となっている。

平成26年度と比較して、競争性のない契約の割合は件数が増え金額が小さくなっている（件数は18. 2％の増、金額は28.7％の減）が、主に標本購入の件数が増えガス契約の一般競争移行による金額減によるものである。

表１　平成27年度の国立科学博物館の調達全体像　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：件、億円）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 平成26年度 | | 平成27年度 | | 比較増△減 | |
| 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 競争入札等 | （64.9％）  ２４ | （70.8％）  ７．８９ | （75.8％）  ６９ | （73.0％）  ７．３４ | （187.5％）  ４５ | （△6.97％）  △０．５５ |
| 企画競争・公募 | （5.4％）  ２ | （0.7％）  ０．０８ | （9.9％）  ９ | （4.5％）  ０．４５ | （350.0％）  ７ | （562.5％）  ０．３７ |
| 競争性のある契約（小計） | （70.3％）  ２６ | （71.5％）  ７．９７ | （85.7％）  ７８ | （77.5％）  ７．７９ | （200.0％）  ５２ | （△2.3％）  △０．１８ |
| 競争性のない随意契約 | （29.7％）  １１ | （28.5％）  ３．１７ | （14.3％）  １３ | （22.5％）  ２．２６ | （18.2％）  ２ | （△28.7％）  △０．９１ |
| 合　計 | （100％）  ３７ | （100％）  １１．１４ | （100％）  ９１ | （100％）  １０．０５ | （１45.9％）  ５４ | （△9.8％）  △１．０９ |

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 比較増△減の（　）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

(2)　 国立科学博物館における平成27年度の一者応札・応募の状況は、表２のようになっており、契約件数は４７件（60.3％）、契約金額は３．７６億円（48.3％）である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合は、件数が増加し金額が減少している（件数は313.3％の増、金額は50.0％の減）が、主に研究機器購入の件数が増えたこと、工事契約額の減によるものである。上野・つくば各地区での害虫駆除契約、公募契約ではあるが、『ＹＳ－１１型機保守点検業務』のついては、この二年続けて一者応札・応募となっている。

表２　平成27年度の国立科学博物館の一者応札・応募状況　　　　　　　　　（単位：件、億円）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | 平成26年度 | 平成27年度 | 比較増△減 |
| ２者以上 | 件数 | １１  （42.3％） | ３１  （39.7％） | ２０  （281.8％） |
| 金額 | ０．４５（5.6％） | ４．０３（51.7％） | ３．５８  （895.6％） |
| １者以下 | 件数 | １５（57.7％） | ４７  （60.3％） | ３２  （313.3％） |
| 金額 | ７．５２（94.4％） | ３．７６（48.3％） | △３．７６  （△50.0％） |
| 合　計 | 件数 | ２６（100％） | ７８  （100％） | ５２  （300.0％） |
| 金額 | ７．９７（100％） | ７．７９（100％） | △０．１８  （△2.3％） |

（注1）　計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2）　合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

（注3）　比較増△減の（　）書きは、平成27年度の対26年度伸率である。

２．重点的に取り組む分野（【　】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、電力・ガス供給契約分野について、状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

（１）　電力・ガス供給契約に関する調達

電力・ガス供給契約に関する調達ついて、競争性のない契約の割合減少の理由から、平成27年度においては、ガス供給契約を見直し一般競争契約に移行した。平成28年度以降に電気契約の一般競争契約をめざし電力会社と意見交換を行い実施に向けて検討する。【当該取組の結果、低下すると見込まれる「競争性のない契約」割合の減少】

〇　一般競争入札の執行（電力供給契約）の見直し検討

３．調達に関するガバナンスの徹底（【　】は評価指標）

（１）　随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に財務課にて会計規程に

おける「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の

実施の可否の観点から検討することとする。【契約監視委員会での意見等】

（２）　不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

預け金等の不祥事対策の観点から、これまでも発注と検収の権限を分離したり、納品・

検収に当たっては受領・完了確認と検収それぞれ異なる担当者により二重確認を行う

など、納品検収体制を充実させ、内部統制の強化を図ってきたところ。

引き続き、会計実務者を対象とした各種研修会等への職員の参加を促進するなど、

職員のスキルアップや意識の向上に努める。【検討・実施結果】

４．自己評価の実施

　　　調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

５．推進体制

（１）　推進体制

　　　　　本計画に定める各事項を着実に実施するため、契約担当役を総括責任者とする調達等合理化検討会により調達等合理化に取り組むものとする。

　　　　　　総括責任者　　 契約担当役

　　　　　　副総括責任者　　財務課長

　　　　　　メンバー　　　　　 研究推進・管理課長、施設設備主幹、広報・常設展示課長、附属

　　　　　　　　　　　　　　　　　自然教育園事務長、

　 （２） 契約監視委員会の活用

　　　　　監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、館長が定める基準（新規の随意契約、２か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

６．その他

　　　調達等合理化計画及び自己評価結果等については、国立科学博物館のホームページにて公表するものとする。

　　　なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。